

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－
 (平成16年3月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

別添3

改正後（新）	改正前（旧）
<p>平成16年3月12日 雇児発第0312001号 社援発第0312001号 老発第0312001号</p> <p>最終改正 平成17年1月28日 雇児発第0128001号 社援発第0128001号 老発第0128001号</p> <p>一部改正 平成 年 月 日 雇児発第 号 社援発第 号 老発第 号</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長</p> <p>社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について</p> <p>社会福祉施設における運営費（措置費）（以下「運営費」という。）の取扱いについては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号）により行われてきたと</p>	<p>平成16年3月12日 雇児発第0312001号 社援発第0312001号 老発第0312001号</p> <p>最終改正 平成17年1月28日 雇児発第0128001号 社援発第0128001号 老発第0128001号</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長</p> <p>社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について</p> <p>社会福祉施設における運営費（措置費）（以下「運営費」という。）の取扱いについては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号）により行われてきたと</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>ころであるが、今般、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人（以下「法人」という。）の自主的・自律的な経営を推進する観点から、次のとおり、運営費の一層の弾力運用を図ることとし、今年度（平成16年度分）運営費から適用することとしたので、管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成5年3月19日社援施第39号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。</p> <p>1 運営費の弾力運用が認められる要件について （略）</p> <p>2 対象施設について（別表2） 本通知の対象となる施設は、別表2の福祉関係各法に定める措置費支弁対象施設とするが、生活保護法による授産施設については、直接授産事業活動にかかる経費（授産事業活動に要する設備の償却を含む。）を除いた部分について本通知を適用するものとする。</p> <p>3 運営費等の使途範囲について （略）</p> <p>4 前期末支払資金残高の取扱いについて （略）</p> <p>5 運営費の管理・運用について （略）</p> <p>6 法人の事業経営に係る指導監督について （略）</p> <p>（別表1） （略）</p> <p>（別表2）</p> <p>1 生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）による保護施設</p>	<p>ころであるが、今般、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人（以下「法人」という。）の自主的・自律的な経営を推進する観点から、次のとおり、運営費の一層の弾力運用を図ることとし、今年度（平成16年度分）運営費から適用することとしたので、管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成5年3月19日社援施第39号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。</p> <p>1 運営費の弾力運用が認められる要件について （略）</p> <p>2 対象施設について（別表2） 本通知の対象となる施設は、別表2の福祉関係各法に定める措置費支弁対象施設とするが、生活保護法による授産施設等授産関係施設（身体障害者福祉工場を含む。）については、直接授産事業活動にかかる経費（授産事業活動に要する設備の償却を含む。）を除いた部分について本通知を適用するものとする。</p> <p>3 運営費等の使途範囲等について （略）</p> <p>4 前期末支払資金残高の取扱いについて （略）</p> <p>5 運営費の管理・運用について （略）</p> <p>6 法人の事業経営に係る指導監督について （略）</p> <p>（別表1） （略）</p> <p>（別表2）</p> <p>1 生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）による保護施設</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>2 <u>身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）による身体障害者社会参加支援施設（視聴覚障害者情報提供施設に限る。）</u></p> <p>3 <u>老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）による老人福祉施設（養護老人ホームに限る。）</u></p> <p>4 売春防止法（昭和31年5月24日法律第118号）による婦人保護施設</p> <p>5 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）による児童福祉施設（保育所を除く。）</p> <p>6 <u>（削除）</u></p>	<p>2 <u>身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）による身体障害者更生援護施設（視聴覚障害者情報提供施設及び身体障害者福祉工場に限る。）</u></p> <p>3 <u>老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）による老人福祉施設（軽費老人ホームを除く。）</u></p> <p>4 売春防止法（昭和31年5月24日法律第118号）による婦人保護施設</p> <p>5 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）による児童福祉施設（保育所を除く。）</p> <p>6 <u>社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）による授産施設及び盲人ホーム</u></p>
<p>（別表3）</p> <p>1 生活保護関係施設 救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設</p> <p>2 <u>老人福祉関係施設 老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設 老人福祉法第5条の2に規定する老人居宅生活支援事業を行うための施設</u></p> <p>次の事業を行うための施設</p>	<p>（別表3）</p> <p>1 生活保護関係施設 救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設</p> <p>2 <u>老人福祉関係施設 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム（A型） 軽費老人ホーム（ケアハウス） 次の事業を行うための施設 ・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）中「第2章 訪問介護」、「第7章 通所介護」、「第9章 短期入所生活介護」、「第11章 痴呆対応型共同生活介護」</u></p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>・「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」（平成12年9月27日老発第655号）</p> <p>3 <u>介護保険関係施設</u> <u>介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第115条の38に規定する地域支援事業を行うための施設</u></p> <p>4 <u>障害者関係施設</u> <u>障害者支援施設</u> <u>身体障害者社会参加支援施設</u> <u>障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設</u> <u>障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設</u> <u>障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設</u></p> <p>次の事業を行うための施設 ・<u>障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び同条第17項に規定する相談支援事業</u></p> <p>5 <u>婦人保護施設</u></p>	<p>・「在宅介護支援センター運営事業等の実施について」（平成12月27日老発第654号）</p> <p>・「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」（平成12年9月27日老発第655号）</p> <p>3 <u>身体障害者福祉関係施設</u> <u>肢体不自由者更生施設</u> <u>視覚障害者更生施設</u> <u>聴覚・言語障害者更生施設</u> <u>内部障害者更生施設</u> <u>身体障害者療護施設</u> <u>身体障害者福祉ホーム</u> <u>身体障害者入所授産施設</u> <u>身体障害者通所授産施設</u> <u>身体障害者小規模通所授産施設</u> <u>在宅障害者デイサービス施設</u> <u>補装具製作施設</u> <u>盲導犬訓練施設</u> <u>点字図書館</u> <u>点字出版施設</u> <u>聴覚障害者情報提供施設</u> <u>身体障害者福祉工場</u> <u>身体障害者通所ホーム</u> <u>身体障害者福祉センター（A型、B型）</u> <u>障害者更生センター</u> 次の事業を行うための施設 ・「<u>身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準</u>」（平成14年6月13日厚生労働省令第78号）</p> <p>4 <u>婦人保護施設</u></p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>6 児童福祉関係施設 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童館 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 次の事業を行うための施設</p> <p>・「保育対策等促進事業の実施について」（平成12年3月29日児発第247号）中別添1、3、5（1） ・「子育て短期支援事業の実施について」（平成15年6月18日雇児発第0618004号）</p> <p>6 （削除）</p>	<p>5 児童福祉関係施設 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童館 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 次の事業を行うための施設 ・「児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成14年6月13日厚生労働省令第82号） ・「特別保育事業の実施について」（平成12年3月29日児発第247号）中別添2、4、9及び13 ・「子育て短期支援事業の実施について」（平成15年6月18日雇児発第0618004号）</p> <p>6 知的障害者福祉関係施設 知的障害者デイサービスセンター 知的障害者入所更生施設 知的障害者通所更生施設 知的障害者入所授産施設 知的障害者通所授産施設 知的障害者小規模通所授産施設 知的障害者通勤寮</p>

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－
 (平成16年3月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知)

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p>平成16年3月12日 雇児福発第0312002号 社援基発第0312002号 障障発第0312002号 老計発第0312002号</p> <p>最終改正 平成17年4月20日 雇児福発第0128001号 社援基発第0128001号 障障発第0128001号 老計発第0128001号</p> <p>一部改正 平成 年 月 日 雇児福発第 号 社援基発第 号 障障発第 号 老計発第 号</p> <p>各 都道府県 民生主管部(局)長 殿 指定都市 中核市</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 厚生労働省老健局計画課長</p> <p>社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について</p>	<p>平成16年3月12日 雇児福発第0312002号 社援基発第0312002号 障障発第0312002号 老計発第0312002号</p> <p>最終改正 平成17年4月20日 雇児福発第0128001号 社援基発第0128001号 障障発第0128001号 老計発第0128001号</p> <p>各 都道府県 民生主管部(局)長 殿 指定都市 中核市</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 厚生労働省老健局計画課長</p> <p>社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>標記については、平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（以下「局長通知」という。）をもって、その取扱いが示されたところであるが、その運用について、別紙のとおり取扱うこととしたので管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成5年3月19日社援施第40号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。</p>	<p>標記については、平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（以下「局長通知」という。）をもって、その取扱いが示されたところであるが、その運用について、別紙のとおり取扱うこととしたので管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成5年3月19日社援施第40号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。</p>
<p>別紙 （問1） （略）</p>	<p>別紙 （問1） （略）</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（問2）局長通知の1の（3）にいう財産目録、貸借対照表及び収支計算書の公開は、社会福祉法人会計基準に基づく計算書類によらなくてはならないのか。 また、計算書類の公開は具体的にどのように行うのか。</p> </div> <p>（答）1 計算書類の公開については、情報公開に対応した簡潔、明瞭な社会福祉法人会計基準によることとしたところである。 従って、公開すべき計算書類は、社会福祉法人会計基準第6条により作成された計算書類とし、平成16年度決算までに社会福祉法人会計基準に移行する法人にあっては、社会福祉法人経理規程準則により作成された計算書類を公開することによって当該要件を満たすものとして取扱って差し支えない。 また、重症心身障害児施設、肢体不自由児施設及び助産施設は、病院会計準則により作成された財務諸表、授産施設については、授産施設会計基準により作成された計算書（養護老人ホームについては指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針により作成された計算書を含む）をそれぞれ公開するものとする。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（問2）局長通知の1の（3）にいう財産目録、貸借対照表及び収支計算書の公開は、社会福祉法人会計基準に基づく計算書類によらなくてはならないのか。 また、計算書類の公開は具体的にどのように行うのか。</p> </div> <p>（答）1 計算書類の公開については、情報公開に対応した簡潔、明瞭な社会福祉法人会計基準によることとしたところである。 従って、公開すべき計算書類は、社会福祉法人会計基準第6条により作成された計算書類とし、平成16年度決算までに社会福祉法人会計基準に移行する法人にあっては、社会福祉法人経理規程準則により作成された計算書類を公開することによって当該要件を満たすものとして取扱って差し支えない。 また、重症心身障害児施設、肢体不自由児施設及び助産施設は、病院会計準則により作成された財務諸表、授産施設については、授産施設会計基準により作成された計算書をそれぞれ公開するものとする。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>2 計算書類の公開に当たっては、事業経営の透明性確保のため、福祉サービスの利用者のみならず、一般に対しても、当該法人のホームページ及び広報誌により公開する外、各都道府県のホームページの活用などにより公開すること。</p>	<p>2 計算書類の公開に当たっては、事業経営の透明性確保のため、福祉サービスの利用者のみならず、一般に対しても、当該法人のホームページ及び広報誌により公開する外、各都道府県のホームページの活用などにより公開すること。</p>
<p>(問3) (略)</p>	<p>(問3) (略)</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(問4) 局長通知の1の(4)の②の第三者評価の受審及び結果の公表は、具体的にどのように行うのか。</p> </div> <p>(答) 1 第三者評価の受審は、自己評価、利用者の意向及び第三者評価機関による評価によりサービスの質の向上や経営の改善を図るためのものであり、その結果が次年度の事業計画に反映されていること。 このため、原則として局長通知の1の(4)の②の通知で示している指針に基づく第三者評価を受審し、公表すること。</p> <p>2 第三者評価の結果の公表については、福祉サービスの利用者のみならず、一般に対しても、当該法人のホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(問4) 局長通知の1の(4)の②の第三者評価の受審及び結果の公表は、具体的にどのように行うのか。</p> </div> <p>(答) 1 第三者評価の受審は、自己評価、利用者の意向及び第三者評価機関による評価によりサービスの質の向上や経営の改善を図るためのものであり、その結果が次年度の事業計画に反映されていること。 このため、原則として局長通知の1の(4)の②の通知で示している指針に基づく第三者評価を受審し、公表すること。 なお、平成19年3月までは、「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について(指針)」(平成13年5月15日社援発第880号)、「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」(平成14年4月22日雇児発第0422001号)、「児童福祉施設(児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設)における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」(平成15年5月28日雇児発第0528006号)、「平成13年度版障害者・児施設のサービス共通評価基準」について(平成13年7月11日障発第296号)(以下「旧指針」という。)に基づく評価又は、旧指針の趣旨に照らし、都道府県が適当と認める評価については、その結果を公表することにより、当該要件を満たすものとして取扱って差し支えない。</p> <p>2 第三者評価の結果の公表については、福祉サービスの利用者のみならず、一般に対しても、当該法人のホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p data-bbox="224 303 1115 422">(問5) 局長通知の1に「(4) についてのみ要件を満たさない法人については、課長通知に定めるところによるもの」とあるが、どのように取扱うのか。</p> <p data-bbox="224 430 1120 686">(答) 局長通知の1の要件を全て満たす法人について適正な事業運営及び利用者本位のサービスの提供が確保されていると認められることから、当該弾力運用が認められるものである。 しかしながら、同通知の1の(4)の要件を満たしていない法人については、利用者保護に係る取組みなどが不十分なことから、次のとおり取扱うものとする。 なお、次の1及び2以外の取扱いについては、局長通知によるものとする。</p> <p data-bbox="268 710 705 750">1 運営費等の使途範囲について</p> <p data-bbox="280 774 1131 997">(1) 運営費について、施設の整備等に係る経費（同一法人が運営する措置費（運営費）等補助対象施設（注1）及び在宅福祉事業を行うための施設（注2）の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息を含む。）の繰入れを認める範囲を、民間施設給与等改善費の管理費として加算された額に相当する額を限度とする。</p> <p data-bbox="347 1021 884 1061">注1：措置費（運営費）等補助対象施設</p> <ul data-bbox="380 1061 683 1404" style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 授産施設 ・ 宿所提供施設 ・ 養護老人ホーム ・ 知的障害児施設 ・ 盲ろうあ児施設 ・ 肢体不自由児施設 ・ 助産施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 	<p data-bbox="1176 303 2067 422">(問5) 局長通知の1に「(4) についてのみ要件を満たさない法人については、課長通知に定めるところによるもの」とあるが、どのように取扱うのか。</p> <p data-bbox="1176 430 2072 686">(答) 局長通知の1の要件を全て満たす法人について適正な事業運営及び利用者本位のサービスの提供が確保されていると認められることから、当該弾力運用が認められるものである。 しかしながら、同通知の1の(4)の要件を満たしていない法人については、利用者保護に係る取組みなどが不十分なことから、次のとおり取扱うものとする。 なお、次の1及び2以外の取扱いについては、局長通知によるものとする。</p> <p data-bbox="1220 710 1657 750">1 運営費等の使途範囲について</p> <p data-bbox="1232 774 2083 997">(1) 運営費について、施設の整備等に係る経費（同一法人が運営する措置費支弁対象施設（注1）及びデイサービス事業等の公的在宅福祉事業を行うための施設（注2）の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息を含む。）の繰入れを認める範囲を、民間施設給与等改善費の管理費として加算された額に相当する額を限度とする。</p> <p data-bbox="1299 1021 1657 1061">注1：措置費支弁対象施設</p> <ul data-bbox="1332 1061 1635 1404" style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 授産施設 ・ 宿所提供施設 ・ 養護老人ホーム ・ 知的障害児施設 ・ 盲ろうあ児施設 ・ 肢体不自由児施設 ・ 助産施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設